

# 東京都 中小規模事業所省エネ促進・ クレジット創出プロジェクト

省エネルギー診断に基づく、都内中小クレジットを創出する  
省エネルギー設備の導入費用の一部を助成します。

## 1. 概要

省エネルギー診断に基づき、都内の中小規模事業所で高効率な省エネルギー設備を導入する場合に、CO<sub>2</sub>削減量をクレジット化する権利を都へ無償譲渡することを条件に、その費用の一部について(財)東京都環境整備公社(以下「公社」という。)が助成する事業です。

また、当該事業所の、省エネルギー設備導入によるCO<sub>2</sub>・経費の削減効果や都内中小クレジット創出の状況等を分析・検証し、中小規模事業所の地球温暖化対策の促進に活かしていきます。

### 【第4回募集の注意点】

東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断は、お申込みから診断報告書が出来上がるまで2か月半程度要します。センターの省エネルギー診断を受診して、当プロジェクトの申請を行う場合には、省エネ診断のお申込みについてお早めにご相談ください。

お申し込みが遅れた場合は、申込み状況によっては、診断報告書の送付がプロジェクトの申請期限に間に合わない可能性があります。

なお、当プロジェクトの申請をESCO事業者と共同で行なう場合には、省エネルギー診断について、直接、ESCO事業者にお問い合わせください。

※ESCO事業者については下記ホームページをご覧ください。

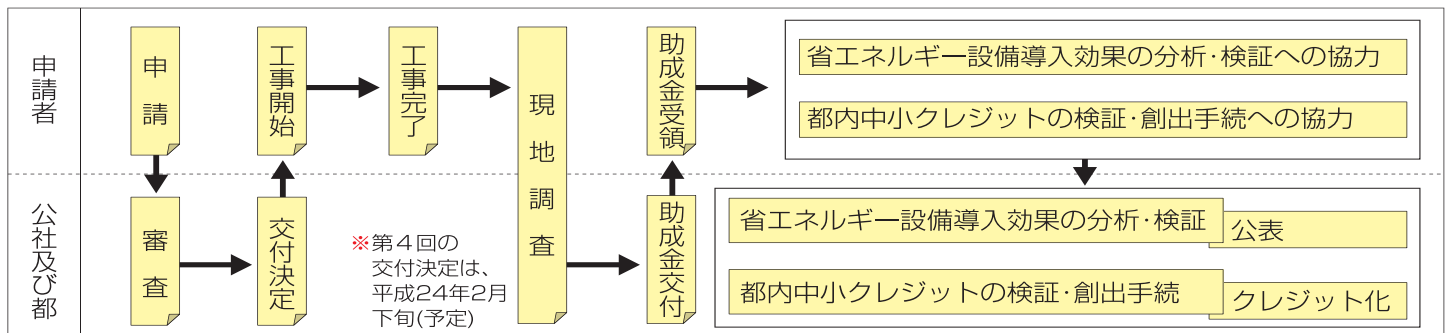
URL:<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j7/j7-11.php>

## 2. スケジュール

募集説明会 10月 4日(火)・10月 5日(水)

募集期間

- ・共同申請の申請受付期間 11月 1日(火) ~ 12月 2日(金)
- ・単独申請の申請受付期間 11月21日(月) ~ 12月22日(木)



注1 本事業の実施期限は、工事完了の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して6年度目の末日となります。

注2 助成金の支払いは、工事完了後の精算払いとなります。

## 第4回募集用

### 3. 助成対象事業者

#### (1) 特定中小企業者

中小企業基本法に規定する中小企業者(会社又は個人事業者)、中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法に規定する企業組合であり、大企業が実質的に経営に参加していない者。

#### (2) その他会社

特定中小企業者以外の、資本金の額又は出資の額が10億円未満の会社であり、資本金10億円以上の会社が実質的に経営に参加していない者。

#### (3) リース事業者又はESCO事業者

上記(1)・(2)の事業者が、リース若しくは割賦販売又はESCOを活用する場合は、当該事業者とリース事業者(割賦販売を行う事業者を含む)又はESCO事業者が共同申請することで助成対象事業者となります。

### 【参考】 中小企業基本法に規定する中小企業者の定義

業種	資本金又は常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他(以下の②~④を除く。)	3億円以下 又は 300人以下
② 卸売業	1億円以下 又は 100人以下
③ サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
④ 小売業	5千万円以下 又は 50人以下

※ 日本標準産業分類(第12回改訂)に基づきます。

※ 財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人などは、上記基準値を満たしていても中小企業者にはなりません。

注 上記(1)・(2)でいう「会社」とは、会社法に規定する会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)を指します。

### 4. 省エネルギー診断

本事業の対象となる省エネルギー診断は、公社が実施する省エネルギー診断又はESCO事業者が実施するパフォーマンス契約を前提とした省エネルギー診断のみです。

#### (1) 公社が実施する省エネルギー診断

平成20年4月より都内の中小規模事業所に対し無料で行っている省エネルギー診断及び運用改善支援をいいます。

#### (2) ESCO事業者が実施する省エネルギー診断

ウォークスルー調査と詳細診断の2つのことをいい、申請時にパフォーマンス契約書(案)の作成が終了しているものを対象としています。

注1 公社が実施する省エネ診断を受けるためには、都内事業所であることや、年間のエネルギー使用量が原油換算値で15kℓ以上から1,500kℓ未満であることなど、いくつかの条件があります。

詳しくは、公社の省エネ推進チーム(TEL.03-5388-3439)まで、お問い合わせください。

注2 財団法人省エネルギーセンターや他の自治体、一般の事業者による省エネルギー診断は対象外です。

注3 ESCO事業者においては、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者に登録している事業者であって、1年以上継続して実施するパフォーマンス契約で、当該契約に係る計測・検証を伴う実績を有する事業者であることが必要です。

### 5. 助成金の額

助成対象経費について、下記の助成率・助成額を上限に助成します。助成対象経費は「省エネルギー診断に基づいて、都内中小クレジットの創出に貢献する省エネルギー設備を、既存設備の更新対策として導入する事業」に要する経費のうち、公社が必要かつ適切と認めたものです。

#### (1) 特定中小企業者

・助成率の上限 3/4

・助成額の上限 7,500万円

#### (2) その他会社

・助成率の上限 1/2

・助成額の上限 5,000万円

注1 助成対象経費は、機器費と工事費に限られます。(撤去費、移設費、処分費等は対象になりません。)

注2 助成対象経費のうち、都内中小クレジット対象設備以外の経費については、都内中小クレジット対象設備導入に伴う助成対象経費の1/2が助成額の上限となります。

## 6. 交付の条件

### ア 特定中小企業者の場合

省エネルギー診断に基づく省エネルギー設備の導入による年間の二酸化炭素の削減量が、中小規模事業所全体の二酸化炭素排出量の6%以上、かつ、10 t以上に換算される省エネルギー効果が見込まれるもの。

### イ その他会社の場合

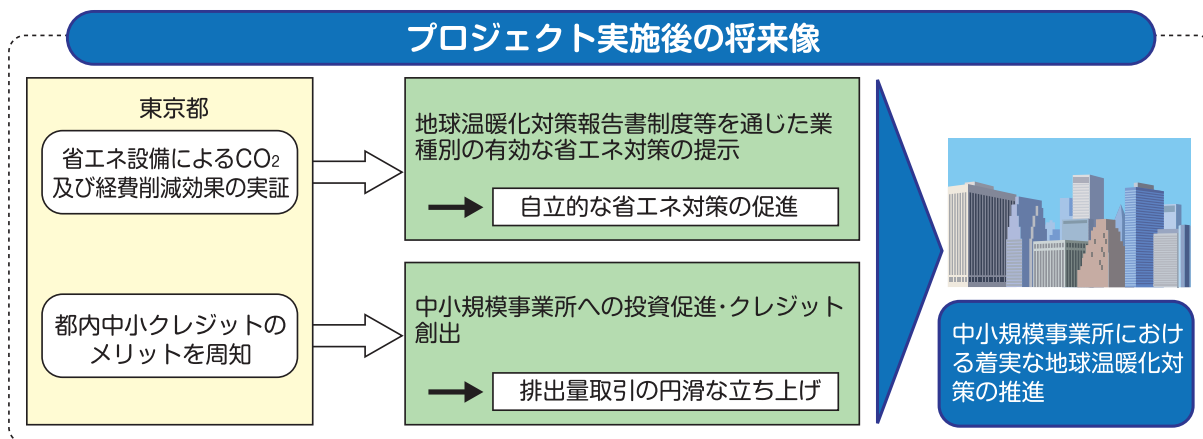
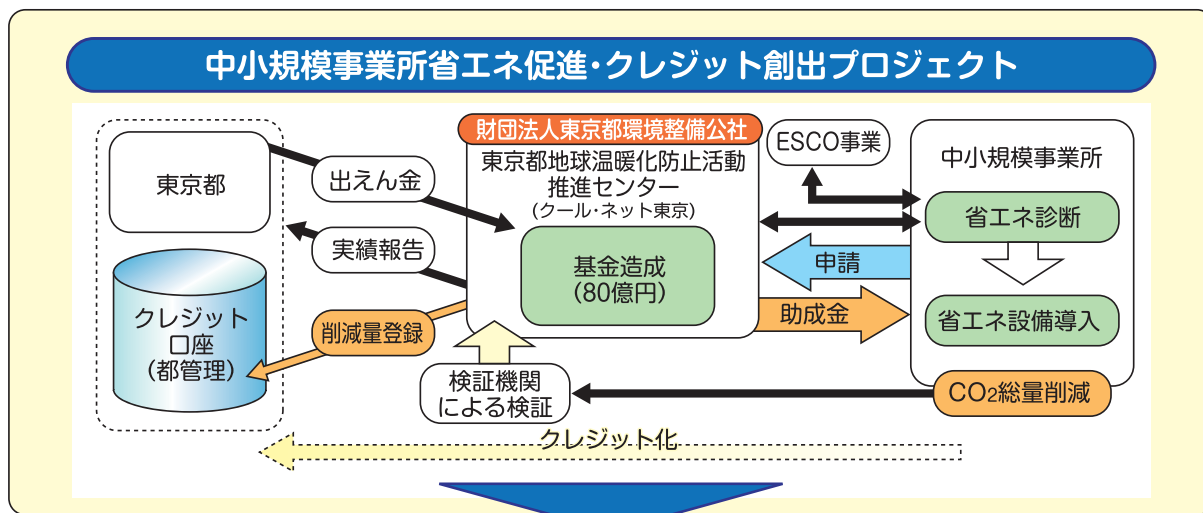
省エネルギー診断に基づく省エネルギー設備の導入による年間の二酸化炭素の削減量が、中小規模事業所全体の二酸化炭素排出量の12%以上、かつ、100 t以上に換算される省エネルギー効果が見込まれるもの。

- ①東京都内に中小規模事業所を所有又は使用し、その事業所において、助成金の交付対象となる設備を所有していること。  
(マンション等、住居用途は対象外です。)
- ②当該事業所の年間エネルギー使用量が、原油換算値1,500kl/年未満であること。ただし、指定地球温暖化対策事業所及び指定地球温暖化対策事業所内にある事業所は対象外です。
- ③当該事業所において、平成22年4月1日以降、継続して事業を営んでいること。
- ④省エネルギー診断(公社の場合は、平成20年度以降に実施したもの)を受診していること。
- ⑤地球温暖化対策報告書を都に提出すること。  
(次ページ「8.地球温暖化対策報告書制度」を参照。平成23年度の提出期限は、義務提出8月31日、任意提出12月15日となっています。)
- ⑥共同申請の場合、リース事業者又はESCO事業者と、リース契約若しくは割賦販売の契約又はパフォーマンス契約を結び又は結べる状態にあり、契約書(案)の提出が可能であること。
- ⑦助成対象となる設備の導入にかかる経費に関して、重複して本助成金以外の一切の補助金又は助成金を受給しないこと。
- ⑧本事業により助成対象となった設備については、都の省エネ促進税制における減免の対象となる機器には該当しません。

注 その他の条件は、募集要項をご確認ください。

## 7. 事業スキーム

都からの出えん金をもとに、公社に基金を造成し、平成22、23年度に募集を行います。



## 第4回募集用

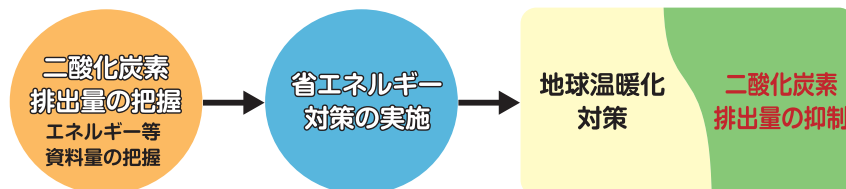
### 8. 地球温暖化対策報告書制度

地球温暖化対策報告書制度は、都内に設置する全ての中小規模事業所を対象とした制度で、事業所等ごとの前年度の温室効果ガス排出量及び地球温暖化対策の実施状況を都に報告するものです。

地球温暖化対策報告書の作成を通じて、二酸化炭素排出量を把握し、具体的な地球温暖化対策を実施していただき、中小規模事業所からの二酸化炭素の排出抑制の推進をしていくことを目的としています。

本事業において、助成金の交付を受けた事業者は、申請時を含めて、本事業の実施期限まで毎年度、地球温暖化対策報告書をご提出いただきます。

なお、平成23年度の提出期限は、義務提出8月31日、任意提出12月15日となっています。



※詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

URL:<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>

### 9. 都内中小クレジットについて

都内中小クレジットは、環境確保条例第5条の11第1項第2号イに規定されている「都内削減量」のことで、都内の中小規模事業所において実施された省エネルギー対策による削減量を都内中小クレジットとして認証し、発行されたものをいいます。

本事業の実施により創出される都内中小クレジットを取得する権利は、都に無償譲渡していただきます。

また、本事業において、助成金の交付を受けた事業者は、本事業の実施期限まで毎年度、都内中小クレジットの検証に必要な書類をご提出いただくなど、都内中小クレジットの創出手続に継続して協力していただきます。

なお、都内中小クレジットについては、専用の相談窓口(TEL.03-5388-3438)までお問い合わせください。

※詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

URL:[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/cap\\_and\\_trade/measure/credit/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/measure/credit/index.html)

### 10. 省エネルギー設備導入効果の分析・検証

本事業では、省エネルギー設備導入によるCO<sub>2</sub>・経費の削減効果等について、分析・検証を行っていきます。

助成金の交付を受けた事業者は、上記の分析・検証に必要な書類をご提出いただくなど、本事業の実施期限まで継続して分析・検証にご協力いただきます。

また、今後の中小規模事業所の有効な地球温暖化対策の普及につなげるために、分析・検証の結果を公表させていただきます。

### 11. 問合せ先・受付窓口



クール・ネット東京

財団法人 東京都環境整備公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）  
事業支援チーム

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 9階中央  
Tel 03-5388-3408

URL <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j7/>

その他詳細については、上記ホームページ及び募集要項(同ホームページからダウンロード可能)などをご覧ください。

※本事業は、東京都環境局が、財団法人東京都環境整備公社に委託して実施しています。

R70  
ゼロエミッション社会の実現に貢献しています